

令和5年 第7回
教育委員会定例会会議録

令和5年7月10日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2616号
令和5年第7回定例会

日 時 令和5年7月10日(月) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	長谷川 浩 義
	学校教育部長	吉 野 達 雄
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	学 務 課 長	鈴 木 建
	教育人事企画課長	村 松 弘 一
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	小 宮 綾 雅

「議題等」

日程第1 協議事項

- 1 「放課GO→みた」の放課GO→クラブへの移行について

日程第2 報告事項

- 1 令和5年第2回港区議会定例会の質問について
- 2 放課GO→みた及びおだいばへの弁当配送事業の実施について
- 3 小・中学校教職員の在宅勤務型テレワークの実施について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから、令和5年第7回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程第1 協議事項

1 「放課GO→みた」の放課GO→クラブへの移行について

○教育長 それでは、日程第1、協議事項に入ります。『放課GO→みた』の放課GO→クラブへの移行について説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付協議資料ナンバー1を用いてご説明いたします。本件は、生涯学習スポーツ振興課が所管している「放課GO→みた」を、学童クラブ事業を加えた「放課GO→クラブ」に移行することについて、協議事項としてお諮りするものでございます。

項番1「経緯」に入る前に、まず港区における放課後における児童の居場所について、いくつかの形態がございますので、ご説明させていただきます。協議資料ナンバー1の別紙1を御覧ください。2枚目のA3のものになります。まず一番左の青い部分が、いわゆる児童館というものでございます。港区の場合は、直営の児童館が5館ございます。そのほかに大型児童館といわれる子ども中高生プラザが7館あり、こちらは全て指定管理者により運営されております。これらの児童館、子ども中高生プラザは、乳幼児から18歳未満の子どもが一般来館という形で、施設により多少開館時間は異なりますが、放課後の居場所として利用できる施設となります。

次に、緑色の部分が学童クラブです。学童クラブにつきましては、さらにもう1枚おめくりいただいて、別紙2を御覧ください。学童クラブは、就労等により、放課後、家庭での保護を受けられない児童の日常生活と健全育成の場という位置づけでございます。児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、港区学童クラブ条例に基づき、区長部局の事業として実施しております。

別紙1に戻りまして、この左から二つ目の緑色の学童クラブは、先程の児童館5館と、子ども中高生プラザ7館において実施しているほか、港区の場合は区有施設内や民間ビル等を借り上げて、学童クラブ専門施設として7館設置しております。

次に、右側の赤い部分の「放課GO→クラブ」を御覧ください。放課GO→クラブは、区立小学校内に設置しているもので、事業内容は黄色い部分の「放課GO→」と、緑色の「放課GO→学童クラブ」の二つとなります。緑色部分は先程ご説明した学童クラブと同様の内容で、根拠規定も同じものです。御田小学校とお台場学園港陽小学校以外の全ての小学校17校に、放課GO→クラブが設置されておりますが、御田小学校とお台場学園港陽小学校だけは学童クラブ事業を行わない、放課GO→を設置しており、学童クラブ事業を実施していないこの2施設のみ、教育委員会部局で

運営しております。

長くなりましたが、資料1の1ページに戻りまして、項番1「経緯」でございます。現在学童クラブの利用を希望している者のうち、利用を非承認とした児童のうち、保護者の帰宅時間が18時以降となる児童、これをいわゆる待機児童と言っておりますが、令和5年5月1日現在の速報値で、区全体で94人となっております。小学生人口は令和9年度まで増えることが推計されており、今後も待機児童の増加が見込まれます。

御田小学校では、学童クラブ需要の増加や、保護者からの要望等を踏まえ、校内で学童クラブ事業、放課GO→クラブを実施することを検討してまいりましたが、現在の校舎には学童クラブ室を確保することが困難なことから、学童クラブ事業を伴わない「放課GO→みた」として放課後の児童の居場所を提供し、令和9年4月に完成する新校舎におきまして、学童クラブ事業を加えた放課GO→クラブに移行する予定としておりました。こうした中、令和6年4月に移転する仮校舎におきまして、学童クラブ室を確保することが可能となったことから、学童クラブ事業を加えた放課GO→クラブへ移行いたします。

項番2「開始する放課GO→クラブ」は、名称を「放課GO→クラブみた」といたしまして、定員は、学童クラブ事業は40人、放課GO→事業につきましては定員はございません。所在地は、港区白金三丁目18番2号。こちらは御田小学校の仮校舎となる旧三光小学校でございます。「運営方法」は業務委託。現在放課GO→を運営している事業者への業務委託を予定しております。対象児童につきましては、御田小学校在学児童と、同校学区域内に居住する児童となっております。

項番3「放課GO→クラブへの移行時期」につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

次のページに参りまして、項番4「今後のスケジュール」でございます。7月14日の港区子育て支援推進会議に、審議事項として諮った後、8月7日の港区教育委員会へお諮りする予定としております。その後、9月上旬の区民文教常任委員会と保健福祉常任委員会に報告し、9月中旬の令和5年第3回港区議会定例会に「港区学童クラブ条例」の一部改正案を提出予定としております。議会での議決を経て、10月中旬から「港区立小中学校案内」を配布し、12月中旬からは「令和6年度学童クラブ入会案内」の配布を予定しております。令和6年3月31日に「港区放課後児童育成事業実施要綱」の一部を改正し、4月1日からは御田小学校の仮校舎内において「放課GO→クラブみた」の運営を開始いたします。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 「放課GO→みた」だったのを「放課GO→クラブみた」になるということなのですが、これは具体的に何が変わるのですか。何がどう変わるか、そこの説明をもう一回してもらえますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 「放課GO→クラブみた」になることによりまして、学童クラブ事業を実施することが可能となります。学童クラブ事業と言いますのは、児童福祉法に基づく事業で

ありまして、保護者の就労などの事情で放課後の居場所を確保できない者を安全に預かる施設が学童クラブ事業となっております。分かりやすいところでは、放課後が長いので、おやつを提供をしたりですとか、夏休みの土曜日も預かったりとか、放課GO→よりも長く預かることが可能となっております。

○中村委員 長く預かれるようになるということですか。それが変わるということではよろしいのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 そのとおりでございます。放課後の時間が6時以降も預かれるようになりますので、長く預かれて、保護者の方は、その分働くことが可能となります。

○中村委員 何時まで預けられるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 資料の別紙1の利用時間のところの、緑色の放課GO→学童クラブのところでございますとおり、最大で平日19時まで、土曜日は17時までとなっております。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○山内委員 念のため確認ですが、今までは御田小学校は放課GO→だけだったのですよね。今回放課GO→クラブに移行して、そうすると登録をして認められた子どもたちは学童クラブの対象として7時までいられるようになりますと。従来のような、放課後残って遊びたいという子どもたちのための5時までですかね。いられる放課GO→、その機能も残っているというふうに理解しているのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今、山内委員のおっしゃったとおりでございます。この別紙1の「放課GO→クラブ」の赤い部分の中に、緑色の「学童クラブ」の部分と、残って遊びたいという黄色の「放課GO→」の部分とが、両方ある状態でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この案件については、以上とさせていただきます。先程担当課長からもお話がありましたように、今回の協議をもちまして、7月14日開催の子育て支援推進会議に諮らせていただきます。

日程第2 報告事項

1 令和5年第2回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に、日程の第2「報告事項」に入ります。報告事項の第1「令和5年第2回港区議会定例会の質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告資料1を御覧ください。去る6月21日、22日と第2回港区議会定例会がございました。新たな体制での区議会ということで、質問者もかなり多く質問されております。10名の議員から28の質問を受けているところでございます。代表、一般と、1ページ、2ページにまとめましたが、4ページを御覧ください。

まず、榎本あゆみ議員からの質問でございます。「質の高い教育について」「いじめへの介入と対

応について」というものでございました。質問者の質問です。児童・生徒とのトラブルだけでなく、保護者とのトラブルも多い現在では、学校長1人の判断では適切なタイミングで正確に判断を下せるとは限らない。会社経営と同様、第三者によるガバナンスを効かせる仕組みが必要です。教育長の見解を伺いますということです。

教育長の答弁です。現在各学校は、いじめが発生した際、校内いじめ対策委員会を開催し、早期解決に向けた被害者の心理的ケアや、加害者や、何もせず状況を見ていた傍観者への指導を実施しております。問題が解決しない場合、学校は警察、学校弁護士等と連携し、再度いじめの事実確認と原因究明を図り、当事者への必要な指導を行っています。教育委員会では、こうした学校主体の取組が十分でない判断した場合、港区教育委員会いじめ問題調査委員会を設置し、再度、実態把握や対応について検討いたします。その結果に基づき、適切な対応策を講じることで、いじめ問題を解決してまいります。併せて、被害者・保護者に対し、調査の目的や方法などを説明し、調査結果をお伝えいたします。一連の調査結果については、教育委員会の会議の議題に上げるとともに、区長に報告いたします。今後も学校が組織的に対応できるよう支援することはもとより、必要に応じて教育委員会主体の会議体を活用することで、児童・生徒の学校生活が安心したものになるよう努めてまいります。

もう一つご紹介いたします。7ページを御覧ください。二島豊司議員の質問になります。「部活動指導員の配置について」ということで、2番の「指導員の確保と質の向上について」の質問です。質問者は、受託事業者及び現場の責任者と指導員の皆さんが、学校や教育委員会との間に綿密な連携関係を構築し、生徒や保護者の期待に応えられるだけの質を維持、向上させていただかなくてはならないと考えている。そのために教育委員会として、今度どのように受託事業者に対応していかれるのか伺いたいというものです。

教育長の答弁です。教育委員会は、採用する部活動指導員について、配置前に質的向上を目的とした研修を受講した後、当該部活動に配置するよう事業者に指導しております。具体的な研修内容は、指導技術に関することはもとより、学校教育における部活動の意義や生徒の発達段階、怒りやいら立ちを抑制するためのアンガーマネジメント、事故への対応方法など、多岐にわたる内容となっております。配置後は、各中学校を巡回している事業者の統括責任者が、部活動指導員と学校の管理職・教員が円滑な連携の下、部活動を運営することができるよう働きかけております。引き続き教育委員会は、運営体制や課題などを事業者と速やかに共有し、生徒や保護者の意見も聞きながら、円滑な部活動運営に取り組んでまいります、ということで答弁をしております。

その他、26問ありますけれども、御覧いただきたいと思えます。報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 最初に説明いただいた、いじめ対策の話ですが、これは要望なのですが、学校でいじめが発生した場合、まず校内でいじめ対策委員会を開催すると。そこで問題が解決しない場合に、警察や学校弁護士等と連携して必要な指導を教育委員会は取っていくと。それでも足りない判断したときに、いじめ対策問題調査委員会というものを設置して、教育委員会の中にできる委員会の

ようですから、再度実態把握や対応について検証いたしますという答弁を、教育長はしているようですが、我々教育委員に対して最初に情報が来るのは、おそらくこの委員会が設置されたら来るというタイミングですか、教育委員会とかに報告が来るのは。

○教育長室長 こちらは昨年確認しましたとおり、こういった大きな事象につきましては、機会を捉えて情報の提供を申し上げたいということで、この最終的ないじめ問題調査委員会を設置という時点よりも前に、情報につきましては共有させていただくものとなっております。

○中村委員 そうですか。であれば、基本的に学校内のいじめ対策委員会が開催されたら、開催された事実と事案については適宜、教育委員会に報告してほしいです。我々としては、やはり各学校で起こったいじめが、どんなものが起きているのかとか、やはり我々は学校に行く訳ですから、学校で保護者とか校長先生と話をしたときに、初めて聞いたというようなことになると、立場的にもなかなか辛いので、やはり学校内の最初の委員会が開かれたら、それは情報として委員会のときに報告事項で結構ですから、流すようにしてほしいなど、私としては思います。

○教育指導担当課長 年間2回は報償費をつけていじめ対策会議を学校に、必ずいじめがなくてもやっってくださいという形を今取っています。いつやるか、誰を呼んでいるかということについては、挙げていただいています。それ以外はこういった、例えばこんな大きくなる前にですけれども、教育委員会、教育指導担当と学校でしっかりやり取りをして、それを昨年度から、委員の先生方には事前に情報提供させていただくような形を取っているのです、学校から全て、では何があったからという報告書とかを上げている訳ではないので、そこについてはまたご相談させてください。

挙がってきた、結構重大だなどというふうに捉えているものについては、こちらも先生方に情報提供させていただいて、色々お知恵を頂いていたかなというふうに思いますので、いつ、その会議をやるかということについては、お知らせすることが可能かなと思うのですが、内容についてはまた学校にそれを精査して上げてとなると、なかなかちょっとかなというところがありますので、そこはもう一度ご相談させてください。よろしく願いいたします。

○中村委員 私が今言ったのは、定期で行われているいじめ対策委員会の内容とかまで報告しろという意味ではなくて、何か問題が起きて、その問題についていじめ対策委員会の中で協議がされたら、内容とその協議、どういう話が出て、どういう対応をしようかというふうに出ましたというのだけを教えてください。そういう意味です。

○教育指導担当課長 それについては、昨年度までも先生方にお話しさせていただいていたかなと思いますので、学校の方で大きくさせていただいたら、こちらの方から事務局を通して、先生方にお話をさせていただきたいと思います。

○中村委員 よろしく願いします。

○山内委員 まず、今の点、かなり重要な点で、実際に私自身も、例えばある港区の会合に行って、誰かと、あるいは区議会の議員と、たまたまある学校でこんなことがあるようだけれども、知っていますかと言われることはあるのです。実際に今年に入ってから言われたのも、実は私たちは聞いていなかったのですが、かなり教育委員会も事務局も対応に苦労されていた事案で。私は全く知ら

なかったので、知りませんと言いましたけれども、やはりそういうのを知らないというと、ここが何をやっているのかというふうに見られて、不信を招いてしまうのですよね。だから、そういう意味で、共有するという事は非常に重要だというふうに思いましたので、ぜひそこは丁寧にやっていただければと思います。

では次に、私からの質問ですが、これを読んでいて、いくつかあるので質問します。まず一つは、榎本さんの四つ目の質問で、芝浜小学校に関することが出ています。一つ目は、ここに回答として、学区の見直しの可能性も考えていくということと、遊び場の問題。今のところで不足していて、芝浜小学校、苦勞しながらスポーツセンターの利用も含めて対応しているという状況はよく分かりましたが、新しい小学校を開設するという事については、教育委員会でもきちんと検討しながらそれを応援してつくっていった訳です。その後、うまく運営できているかどうかということ。その後のフォローが実はもっと重要で、そういう意味で、例えばこういう課題が本当にあったのであれば、やはりそういうこともここで情報を共有しながら、どういう形でよりよい形で芝浜小が走り出せるようにするかということを検討していく必要はあると思うのですよね。そういう意味では、私たちもこういう情報を全く知らなかったことなので、こういうことも新しい小学校をつくるような場面というのは、共有して協力していけるといいなというふうに思いましたが、この点はいかがでしょう。

○教育指導担当課長 いじめに大きい小さいはないのですが、やはり色々な方のお耳に入るものにつきましては、私どもの方で先生方のお時間を頂戴いたしまして、お話をさせていただいております。皆さん色々ありまして、例えば、ちょっとしたことという言い方が適切ではないかもしれませんが、知っていますかというのは、どの方もおっしゃることなのかなと思っております。ですので、こちらは、委員さんに必ずお耳に入れておきたいなということにつきましては、大変ご多用の中ですが、お時間を取ってこれからも入れさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 芝浜小学校関係はどなたが。

○学務課長 推計を現在実施しておりまして、山内委員がおっしゃられるとおり、新設校については、その後のフォローをきちんと行えるかが皆さんの関心事であるし、我々の責任でもある認識してございます。今後、学級規模や選択制について、当委員会にご報告させていただく中で、芝浦、芝浜の状況も含め、適切に、情報提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくよろしくお願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山内委員 分かりました。では、私もほかの質問が2点あります。一つは、二島さんの質問の中で部活動指導員の質の向上という問題で、これに対して教育長から、部活動への意義や生徒の発達段階、それからアンガーマネジメント、事故の対応方法等の研修をしていくという回答。これは、非常に大切なことだと思うので、ぜひ丁寧にやっていただければと思いますが、実際にはそういう指導のプログラムというのは、どこがどういうふうにつくっていかれるのか。

もしこれが委託先の会社任せでプログラムをつくってもらうのだと、やはり不十分になる可能性

がありますが、それをこの教育委員会として、どういう形でどこでつくっていくのかという、そのプランが何かあれば教えていただければと思います。

○教育人事企画課長 研修のプログラムについては、委託業者で作成し、教育委員会事務局で確認をしております。作成の前には、研修に組み込む、プログラムを指示しております。例えば、アンガーマネジメントを入れてほしいとか、こどもへの対応について教えてほしい、部活動の意義について等、教員と準ずる指導ができるような内容のプログラムの作成を依頼し、実施しております。実際に指導主事が訪問する際に、実際の指導がどうなっているのかも確認をしております。以上でございます。

○山内委員 そうすると、例えばそのプログラムは実際には対面で行う形なのか、それともオンデマンドの教材を作るのかとか。あと、その後の、その研修を受けた人たちの実際のリアクションをどういうふうに捉えるのかとかですね、そこも大事だと思うのです。そういう形の問題と、実際にそれがどう対象の人に伝わっているのか。その評価というのも大事だと思うのですが、その点はいかがですか。

○教育人事企画課長 集合の形での研修が終了した者から配置をしています。未配置がまだあるのですが、人は決まっています。研修が修了し次第配置する予定となっております。以上です。

○教育長 プログラムのマニュアル的なものは、書面ではあるのかな。

○教育人事企画課長 そこは確認してみます。

○教育長 もしそれがあれば、それを次回のときにでも提示すれば、中身も含めて分かると思いますので、よろしく願いをしておきます。

○山内委員 ありがとうございます。やはり部活動指導員をうまく定着させるためには、そこが非常に重要なところですので、お願いします。あと私もう1点だけです。山野井さんの質問で、名勝指定に関する質問があります。まず一つは、神宮外苑の並木の問題について。私の理解では、区長からも、明治神宮に対してはきちんと計画などを区民に対しても説明するよということをおっしゃっていると理解していますが、どうも私が聞いている情報だと、その説明の機会、場もかなり限定的な場で、対象を限定的にして考えているように聞いていますが、それについては、さらに区としては何か、明治神宮に対して求めていくお考えがあるのかどうかというのが、まず一つ目です。

○教育推進部長 説明会の開催に関しては、まちづくり部門の方が所管しておりまして、具体的な説明会の開催の方法については、私どもの方ではまだ確認しておりませんので、それは早急に確認をさせていただいて、情報提供させていただきます。

○山内委員 せっかく区長が言っても、きちんとそれに対応してくれなかったら、さらに追加のことを言っていくということは重要だと思うのです。色々なオンライン上の情報を見ていると、かなり限定的なものだというふうに言われている。それから、三井不動産の株主総会とかでも、その情報公開のやり方については厳しい指摘も出ているというふうに聞いていますけれども、そこは区としても強く求めていくということは大事だと思いますので、よろしくお願いします。

それからもう一つは、ここの回答で、一つは、周辺の施設は云々だけれどもと、変わり続けてい

くけれども、並木と絵画館を守り続けていくことを確認したという回答があるのですが、ある意味で今回の問題というのは、並木の名勝というのは単に並木のところだけを残せばいいというのではなくて、並木を含めた景観が一つと、それからもう一つは、並木の保全という意味では、周辺環境の過度な開発の問題というのが、今、両方指摘されていると思うのです。神宮外苑は、周辺はもう変えていくけれども並木だけは残しますという論理なのです。周辺のことは何も言うなということですよ。

これに対して、それを確認したという回答だと、結局はもう神宮外苑と三井不動産が好きなようにやっていくということになるのですが。この点、やはりもともと求めているもの、名勝というのは単に木を残せばいいだけではなく、木を残すという点でも周辺環境の保全が必要だということと、さらに名勝という意味では、周辺の当時のもともとの公園プランに沿った景観の保全という問題と両方ある訳ですよ。それが、木を残せばいいという狭い問題になってきているというのは、これはやはり区としてももう少し違う発言をしていかなければいけないのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○教育推進部長 先般神宮外苑と話した中では、私どもの名勝指定というお話をさせていただいた上で、神宮とも色々と話を聞いたのですが。その中では、銀杏並木と絵画館のビスタ景を守ろうという姿勢というのは神宮側としてもしっかりと持っているということで、その中で時代に合わせて変えていきたい部分というのはあるのですが、その景観というのを、ビスタ景を守ろうということに関しては、名勝指定も含めてこれから協議をさせていただきたいというお返事を受けておりますので、その中で我々もできる範囲のことというのを要望していきたいというふうには思っております。

○山内委員 この点は、ぜひ積極的に関わっていただきたいと思います。やはりあそこは歴史的な景観でもあって、周辺と言っているところにも歴史的な景観、神宮球場とかそういうものもある訳ですよ。今回、それも全部ひっくり返す。しかも、神宮球場は、並木と極めて近いところでできて、さらにもともとは第1種風致地区だったところも、極めて高い建物が建つという状況になって、あそこに高度180メートル級、190メートルものビルまで建つということについて、どうこれを許容する、考えるのかということも、実はまた繰り返し出てくると思いますので、やはりそこは区としての姿勢というのを、もっと示す必要がある。

特に教育委員会は、その名勝とか歴史的な空間の意義、それからスポーツの環境、そういうことを守る立場としては、もっとそこは言っていっていいのではないかと思います。

○教育推進部長 具体的にこれから先の協議の日程というのは、今のところは未定ですが、東京都や、あとは地域をまたいでいる新宿区とも連携しながら、これから適宜、神宮と協議をしていきたいと考えておりますので、その内容については逐一教育委員会の中でもご報告をさせていただければと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょう。

○中村委員 今の点について、私も意見だけ言っておきます。やはり文化財とか、それから名勝地

区とか、そういうものをしっかりと後世に伝えていかなければいけないというのが教育委員会の仕事だと思いますので、この間の高輪築堤のときもそうでしたが、一部だけ残せばいいと、一部だけ残せば十分だ、みたいな発想で、全体としての景観を全く無視して一部だけ残せばいいというような発想はやはり良くない。

今回の並木の問題は、最初半分くらい切るという話もあった中で、一応全部並木は残すというふうになったとお聞きしていますので、そういう意味では一生懸命、行政の方も明治神宮との間で色々協議をなさって、そこまでになったということは本当にいいことだと思います。ただ、残すのだったら、完成図などを見ると、一番左側の列の並木の、約4メートルくらいのところに、どうも神宮球場の壁が来るのですよね。そうすると、そういう状況を見たときに、今までの神宮外苑を正面から並木を見たときの景観を見ると、ちょっと異質なものが並木の横に来て、景観としてはいかなものかなと思う人がほとんどだと思うのですよね。ですので、残ったのはいいのですが、そういうところまで含めて考えていかなければいけないのではないかなと思います。ですので、そういうところも踏まえて教育委員会に対応していかないといけないと思うので。一委員としての私の意見です。頑張ってほしいと思います。以上です。

○教育推進部長 ただいまのご意見も踏まえながら、教育委員会としてできることというのは、ある程度限界はあると思うのですが、今後もしっかりと協議をしていきたいと考えております。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 放課GO→みた及びおだいばへの弁当配送事業の実施について

○教育長 次に、報告事項の第2「放課GO→みた及びおだいばへの弁当配送事業の実施について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付、報告資料ナンバー2を用いましてご説明いたします。本件は、「放課GO→みた及びおだいば」を利用する児童の保護者の負担軽減を行うとともに、児童の健全な育成を推進するため、放課GO→弁当配送事業を実施することについてご報告するものでございます。

項番1「現状」でございまして。放課GO→を利用する児童の中には、学童クラブは利用していないものの、日中、保護者が不在の児童もいます。こうした児童は、夏休み等の長期休業中の平日は、放課GO→において保護者が準備したお弁当を食べていますが、一部の保護者から、長期間お弁当を作る負担について軽減を求めのご意見が寄せられています。なお、現在、放課GO→ではないのですが、一部の学童クラブでは、保護者の有志が任意でお弁当注文を実施しており、事業者選定、注文の取りまとめ等、保護者の負担が大きく、またお弁当の残飯や容器のごみは児童が持ち帰るとしており、衛生管理への不安も寄せられています。また、配送に当たり最低注文数を設けている事業者も多いことから、希望者が少ない場合は、注文が成立しない場合があります。

項番2「事業概要」でございまして。本事業は、これまで一部の学童クラブでのみ実施されていた

お弁当注文を、全ての学童クラブ・放課GO→クラブだけではなく、放課GO→や児童館や子ども中高生プラザの一般利用でも利用できるよう、数が少なくても注文ができるように区が弁当事業者と契約し、弁当代以外の配送料を負担するものでございます。

(1)「事業内容」です。右側の事業内容のイメージ図を御覧ください。まず、区が事業者と契約いたします。その後、その事業者と保護者は、直接お弁当の注文や支払いを行います。この注文に従いまして、お弁当が放課GO→などに届きます。残飯とお弁当容器は事業者が回収いたします。次のページを御覧ください。(2)「実施時期」でございます。こちらは夏休みや冬休み、春休みの長期休業中となります。(3)「対象児童」につきましては、私ども教育委員会で所管する分につきましては、放課GO→の利用者のみとなっております。先程も申したとおり、ほかの学童クラブや児童館でもご利用いただけます。(4)「対象施設」でございます。こちらは教育委員会の所管としたしましては、2施設、「放課GO→みた」と「放課GO→おだいば」となります。(5)「弁当価格」でございますが、こちらは500円から800円程度を予定しております。

次に、項番3「事業実施による主な効果」でございます。区が弁当事業者と契約し、配送料を負担することで、希望する全ての保護者がお弁当を一つからでも注文でき、安定かつ継続的に保護者がお弁当を準備する負担を軽減することができます。また、区との契約において衛生管理における条件を付すことで、適切な配送及び保管方法を指示でき、異物混入や食中毒などのリスクの軽減を図るとともに、万が一の事故発生時は区が責任を持ち、委託事業者と対応いたします。さらに、リユース食器を使用することで、廃プラスチックの排出抑制にもなります。

最後に、項番4「今後のスケジュール」でございます。事業者との契約手続完了後、速やかに区ホームページ、各学童クラブ等での利用案内を開始いたします。夏休みの初日となる7月21日から事業をスタートする予定としております。簡単ではございますが、説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 この際のお弁当、500円から800円程度と書いてありますが、これは全体で同じ、統一したお弁当なのですか。それとも選べるのですか。それからまた、それぞれの施設ごとに違うお弁当なのですか。その辺はどうでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 説明が不足しておりまして申し訳ございません。この資料上500円から800円としておりますのは、まだ契約が決まっていない段階だったということなのですが、補足いたしますと、7月6日の業者選定委員会で随意契約をすることで承認を受けております。それを受けまして、7月12日付で契約を予定しておりまして、区外の弁当販売事業者との契約に向けて、現在手続を進めているところでございます。価格につきましては、その事業者との契約が決まりますと、1食520円となります。このお弁当は、全ての施設で統一のものとなります。また、今回は急なことと言いますか、準備期間が短かったこともありまして、メニューは選べず1食のみで、アレルギー対応はできていないお弁当となります。申し訳ございません。

○田谷委員 そうすると、アレルギーのある児童、生徒は頼めないということ。今後、その件に関しては、その業者に対して指導していく予定はありますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今回の契約は3月末までの契約となっておりますので、この3月末までの中で対応可能な部分もあるかとは思いますが、4月以降、新たに契約をする際に、その部分を含めて検討することが可能であると聞いております。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 確認ですが、これは区が契約する訳ですよ。ですから、教育委員会との関係では、この「放課GO→みた」と「おだいば」の2施設が対象施設になっているようですが、いわゆる学童クラブ全体にも当然適用されるので、そういう意味では、全ての学童クラブ、それから放課GO→が、この適用を受けるということでいいのですよね。

○生涯学習スポーツ振興課長 本日のご報告では、教育所管の放課GO→だけとしておりますが、全ての児童館、子ども中高生プラザ、それから学童クラブの児童が使えるようになります。児童館と子ども中高生プラザにつきましては、一般来館の児童も利用できますが、ただし小学生のみとなっておりますので、中学生や未就学児につきましてはこの対象とはなっておりません。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいまの報告等については、以上とさせていただきます。

日程第2 報告事項

3 小・中学校教職員の在宅勤務型テレワークの実施について

○教育長 次に、報告事項第3「小・中学校教職員の在宅勤務型テレワークの実施について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、報告事項3「小・中学校教職員の在宅勤務型テレワークの実施について」ご説明をいたします。本日付教育委員会資料ナンバー3を御覧ください。本日は小中学校教職員において、テレワークを本格実施することを委員の皆様にご報告させていただきます。

まず、項番1、テレワークに係る現在の状況について、ご説明いたします。最初に、(1)港区の小中学校教職員においては、これまで長期休業期間中に、新型コロナウイルス感染症対策として、公務に支障のない範囲で在宅勤務を実施してきました。一方、都立高校などの都立学校では、育児・介護等と仕事の両立などから、柔軟で多様な働き方の推進に取り組む観点から、東京都がテレワーク実施要綱を制定し、今年の4月1日から全職員を対象にテレワークを本格的に実施しています。

また、区長部局においては、令和2年度からテレワークを実施しているところです。これらの状況も踏まえ、港区の小中学校の教職員においても、柔軟で多様な働き方をさらに推進するため、テレワークを本格実施したいと考えております。

続いて、項番2「実施方法」についてです。実施方法についてご説明いたします。項番2を御覧ください。(1)「対象職員」ですが、テレワークの実施は全職員を対象といたしますが、子育てや介護などの事情がある職員を優先したいと考えております。また、テレワークは学校運営に支障のない範囲で、年間を通じて実施可能としていきます。

続いて、(4)「端末の使用」についてでございます。これは、テレワーク実施の際には、タブレット端末を用いて実施します。しかし、校長が認めた場合は、端末を使用しない実施も可能いたします。その際には、勤務時間に見合った仕事の量であるかを校長がしっかりと確認した上で、実施するよう周知してまいります。

続いて、2ページ目を御覧ください。次に、(5)テレワークの実施前や実施日の流れについてです。まず、テレワークを実施する前に、各教職員は前日までに「在宅勤務申請書兼報告書」を作成し、校長に提出します。申請書兼報告書は、実施する業務内容について記入する様式といたします。提出を受けた校長は、申請書の内容を確認し、必要に応じて修正等を指示します。実施日においては、資料中に記載の「実施日における報告連絡の流れ」のとおり、勤務開始時、休憩時、勤務終了時に定時の報告を行うとともに、それ以外にも、随時報告などを行いながら勤務します。(6)「職務上の扱い」についてです。テレワークにおける勤務は、自宅への出張といたします。これは、区職員や都立学校教職員と全て同じ扱いとなっております。

最後に、項番3、実施要綱についてです。これまでご説明した実施方法やテレワークの取扱いなどを別紙のとおり、港区学校教職員在宅勤務型テレワーク実施要綱として制定し、運用してまいりたいと考えております。テレワークの実施は、夏季休業日が始まる7月21日からの施行といたします。なお、幼稚園教職員は区職員のルール、規定に従って、もう既に実施しております。簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等がございますでしょうか。

○中村委員 このテレワーク実施要綱を見ますと、テレワークを取れる制限はないのですか。いくらでも取れるというふうに、どこかで何回までとか何時間までとか何か書いてあるのかなと思って見ているのですが、なさそうです。その点は、いかがですか。

○教育人事企画課長 これは、教職員の申請に基づき実施します。原則としては、学校運営に支障のない範囲で行うというのが前提です。そのため、事前に申請書を提出し、校長はそれを判断するということとなります。業務量、またはその職員の介護、育児の事情等を踏まえて、業務量については、実施に見合った業務量になっているか、事前に確認し許可を出す形を取ります。

○教育長 回数等には制限はないということでもいいのですね。

○教育人事企画課長 特にはありません。

○中村委員 第4条ですね。(1)と(2)で、ここでおそらくコントロールしようと考えていると思うのですが、この二つの条項だけで、職業柄、濫用的な利用のことをどうしても考えてしまうのですが、この二つだけで、例えば取らせないということを言うために、この二つの抽象的な条項だけで、私としては果たして言えるのかなという気がします。

公務の適正な運営というのは、学校から見て、その先生が学校に来てくれないと公務が回らないよということだと思っておりますが、果たしてそれだけで、申請をしてきた職員に対して説得力のある話ができるのかなとか。あと円滑に在宅勤務を実施することができるかと認められるという、これも非常に抽象的な要件ですが、これなどで、あなたの在宅勤務を認めないよという場合はどんな場合

なのかというのが、今、非常に不明確でもあるし、やはり濫用的な利用を防ぐためには回数の制限とか、例えば1か月に何回までとか、1学期、2学期、3学期、学期中に何回とか。そういうのは設けておいた方がいいのではないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○教育人事企画課長 この在宅勤務申請書兼報告書の方では、1週間単位で指定する形を取っております。1日の申請期間は1週間です。在宅勤務の内容を校長に申請する形になっております。また期間を延長する場合は更新するなり、内容を吟味した上で、実施を校長が判断するということとなります。

○中村委員 1週間単位ということは、取るときは少なくとも5日間くらいは最低取らなければいけない。連続してということですか。

○教育人事企画課長 最大、5日間まで申請できることになっておりますが、1日の申請でもいいですし、2日間の申請でも構いません。

○中村委員 飛び飛びでもいい訳ですか。

○教育人事企画課長 飛び飛びでも構いません。例えば真ん中の日に職員会議があるということで、出勤をしないといけないということであれば、その日だけ除いて申請することも可能です。

○教育長 中村委員が言うのは、要するに制限がない中で、申請がどんどん出てきたときに、校長が裁量の範囲のところできっかりとそこを業務に支障のないというところで、区別ができるかどうかというところのご心配なので、そこはどうでしょうか。

○教育人事企画課長 これまでも実際には在宅勤務をコロナ禍でやっておりましたが、実際にその業務量、教材の準備であったり、そういった教材作成、事業計画の作成、その実施予定の業務内容をしっかり事前に報告させて、実施後についても完了報告をさせますので、在宅勤務の業務内容はしっかり管理できると考えております。

○教育長 現在のこの要綱で、そこはしっかり管理できるということで、今、動き出しているということでもいいですか。

○教育人事企画課長 はい。

○学校教育部長 おっしゃるとおり、ではどう管理していくのかとあるのですが、現実問題、教員は児童がいるときに、テレワークの実施というのはなかなか難しいと思っています。ですから、平日に関しては、これはあくまで想定ですが、ほとんど取らないと思います。それとともに平日にテレワークをどんどん取るというのは、管理職としても当然認めていきません。児童がいるのにテレワークというのは、現実上、そこでもう授業ができませんので。家から授業をするという形は取っておりませんので、そう考えると、今の、教員がなかなか休みが取れない中、何とか長期休業中でも取れないかというような意味も含めてやっております。

当初考えたのは、長期休業中にとるというようなところからスタートしたのですが、今、区の方でも東京都の方でも、既にテレワークというのは制度化されていますので、どの教員も制度的に平日も取れる、特に介護とか、特に子育てというところの教員に何とか取らせてあげようというような制度であります。通常、やはり授業があるときには、教員も取れないと思いますし、取らせると

ということもなかなか難しいのが現状だと思っております。そうすると、長期休業中にたくさん取るということは、出てくるだろうとは思っております。以上です。

○中村委員 今の説明はよく分かるのですが、例えば実施要綱の第4条の2に、優先対象教職員というのがいて、そういうのを見ると、結局業務の内容というよりは、むしろこの制度の前提としては、いわゆるご自宅に子どもがいて教育が必要だとか、あるいは介護者がいるとか、そういう人たちの制度。それを優先にしている訳ですから。そういう人たちのことも考える。だから、業務の内容が自宅でできるからテレワークをするというところを超えてしまって、そういう人たちに優先的に使われてしまう可能性があると思うのです。そうすると、今、部長が、平日の生徒が来ているときに取ることは実質ないと言われましたが、私もそうだと信じたいですけれども、ただ家庭がこういう状況になってくると、それ以上に家庭の問題が喫緊になってくると、やはり出てくる可能性はあると思うのです。

今、タブレットでも、例えば生徒を教室に置いて、タブレットで授業をやろうと思えばできる訳ではないですか。そうすれば、そういう方法でもやりたい、家でもできるからと言って、どうしても家に介護者がいるから、この日はどうしてもいなければいけないのだと。だから、タブレットを使った授業にするから、やらせてくれないかという人が出てくると思うのです。しかも、そういうのが優先事項になってしまっている訳ですから。そうすると、やはりそういうのがどんどん出てきたときに、学校としては何らかの形で回数制限というようなものは設けておいた方がいいのではないかなと思います。

○教育人事企画課長 授業はテレワークではなくて対面で行うのが原則となっておりますので、必ず出勤して学校で行うということになります。例えば学級担任ですと学級経営がありますので、ホームルームなどで必ず生徒と接しないといけないので、必ず出勤して勤務を行うということになります。ですから、教員の職務を考えたときに、持って帰れる仕事はかなり限定されます。介護があるからといって、それを優先するということはあり得ません。介護があるのであれば介護の休暇を申請する等で対応していただく形になります。

○中村委員 今言っていることは至極当然なのですが、第4条の(1)(2)だけ、そういうふうに言って、2で優先事項として定められているのに、拒否できるのかというと、どうなのかな。だから、そういう点でいうと、回数制限でなくてもいいですけれども、例えばこういう場合は使えませんかというようなことを、きちんと書いておかないと、やはり対応としては非常に厳しいものも出てくるのではないかなと思うので、要検討事項として考えていただければと思います。

○教育人事企画課長 実施に際して、ご指摘いただいたことを十分踏まえまして、そういった濫用するケースは今のところ想定しておりません。そういったことがあれば、当然校長からの指導の対象になりますし、また要綱を改正するといったことも考えて対応していきたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。

○寺原委員 前提として、この在宅勤務ないしテレワークということについては、都の場合には柔軟で多様な働き方の推進に取り組む観点から推進するという方針があるかと思うのですが、港区な

いし港区教育委員会としても、基本的には推進する立場なのかどうかという点がある程度明確にしておいた方が、校長先生が判断する際の指針になるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育人事企画課長 やはり育児、介護の事情を持っている方への対応もありますが、これはある意味、教員の働き方改革の起爆剤として積極的に活用していただき、実際に通勤時間が長い人であっても、時間を有効に使っていただいて、子どもに充実した教育を行うという観点で導入するというところでございます。積極的に推進していくという立場です。

○寺原委員 ありがとうございます。とすると、その基本的な方針と、中村委員がおっしゃったようなご懸念が生じないようにする留意点について、各学校の校長先生に共有するペーパーに記載するのがよいかと思います。その点、よろしくお願ひできればと思います。

○学校教育部長 おっしゃるとおりで、コロナのときにテレワークが行われていたのですが、正直なところ学校差というのはありました。ですから、寺原委員がおっしゃったように、どの校長も同じトーンでこの施策を理解して教員に伝えるということ、しっかり伝えていくのが我々の役目だと思っておりますので、今、おっしゃったところをしっかりと踏まえて、校長の方に伝えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。

○山内委員 まず、私から2点ありますが、一つ目からお伝えしますけれども。主に長期休暇中の働き方の改革をということが一番の狙いだと思うのですが、そのときに毎日、毎日というか、その都度、所属長または在籍確認者に、特に在籍確認者ですね。仕事の始め、仕事の終わりに、対応、確認を出す、報告をしなければならなくなっています。働き方改革というときには、一般の教員だけでなく管理的な立場にある教員、つまり学校長であったり副校長等々の負担を減らすということも必要ですが、その都度確認をする、在籍確認者は管理的な役割な人だと思うのですが、実際に対応できるのでしょうか。

○教育人事企画課長 これは、リアルタイムで、電話で報告をするということではなくて、例えばチャットなりメールなりで入れてもらって、事後でも、副校長の業務が空いているときに確認するとか、最後、勤務の終了時に、今日の1日の確認をして、この在宅勤務申請書兼報告書の内容のとおり業務が行われているかを確認することが可能です。以上です。

○山内委員 つまり、校長と副校長は同時には休みを取らないできちんと、つまり閉庁日の間も必ずどちらかは出勤させておかななくてはいけないということですね。

○教育人事企画課長 そういったことは、実は生徒、児童がいるときはどちらかが必ずいるということにはなりますが、先程言ったように一斉閉庁日とかで在宅勤務をするという場合には、メールを自分の方に転送するようしておけば確認はできます。また、出勤したときに確認すればいいので、事後確認すればいい。そういった対応でできるようにしてまいります。

○山内委員 では、ある程度柔軟さは、そこには取っているということですね。分かりました。

では、もう一つの質問ですが、長期休暇中の職員の働き方について柔軟性をもたせるというのは、非常に大切なことだと思うのです。特に教育内容の充実を図ろうというときには、できるだけ柔軟

に自分の勉強ができる、あるいは見聞を広げる機会をつくるというのは大事だと思うのですが、それに向けてこれは、現状よりは少しよくなるということですが。例えば休みの時に図書館で色々な調査をしたい、あるいはどこかに視察に行って、色々資料を集めたり、教材を作ったりしていきたい、教材の材料を集めたりしたいというような人たちに対しては、別に対応しているのですか。それとも、それは休暇を取って行くものなのかどうか。その点を教えてください。

○教育人事企画課長 今のところだと、そういったものについては、どこに出張に行くかというのは分からないですし、どこに資料を探しに行くかも分からないので、実際に勤務にしてしまうと旅費が発生してしまいます。そういうケースは、勤務としての指定は今のところは考えていません。勤務場所は原則在宅ということになります。例えば勤務場所は柔軟なのですが、例えば母親の介護だということで母親のいる実家で在宅をしてもいいですし、そういった形には勤務場所は選択することができます。

○山内委員 なるほど。ありがとうございます。そうすると、今、例えば図書館に調査に行く、あるいはどこかに見学なり視察に行って、色々な資料を集めてきたい。そういう場合は勤務に、出張費が出てしまうので、勤務扱いにはしないで、個人の裁量で、休暇の中でやってもらっているという理解でよろしいですか。そのときに、せっかく遠隔の業務を認めるのであれば、それも遠隔の業務として認めて、もっと柔軟に勉強できるようにしてもいいのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○教育人事企画課長 今のところは、原則で運用してまいりまして、もしそのような、例えば社会科の教員とかで資料が必要だとか、授業では、これが、資料があった方が子どもの教育が充実するということで、資料集めが不可欠だということであれば、申請書に書いて申請するという一方で、柔軟には対応したいと思います。旅費が出るとか、例えばほかの県に行くとかということを抜きにして、近隣の図書館に行って資料を集め、自宅に持ち帰ってきて仕事をするということは、認めることを柔軟には対応したいと考えております。

○山内委員 ありがとうございます。今の教員の勉強と考えたときに、自宅で完結させるというのは基本的に難しいですね。だって、そんなに自宅に書齋があって、膨大な資料を置いているような人なんて、そんなにいる訳ではない。やはりできるだけ見聞を広めたり、外に勉強に行く機会は積極的につくっていかないと、もう教科書で用意された以上のことは教えられない人ばかりになってしまうので、逆に勉強できるように夏休みをどう使っていけるようにするかが、とても大事だと思いますから、逆にそのくらい思い切って踏み出してもいいのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。今現在も、このテレワークとはかかわらず、教員の研修というのはある訳なのだけれども、今、山内委員からあったように、夏休みの期間を有効に使うという意味で、今、提言を頂いたので、それは再度また教育委員会の中で検討して、その対応についてもお知らせをしたいと思います。

ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

本日予定をしている案件は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他、何かございますでしょうか。

○寺原委員 では1点。生成AIのガイドラインが文科省からちょっと前に出ましたが、夏休みに入ることもあり、例えば読書感想文などの関係で全体的に使うのは駄目だけれども、前提として調べる分にはいい、といったことについては、保護者や子どもたちに向けて、夏休み前にペーパーで配られるご予定はあるのでしょうか。

○教育指導担当課長 今のところ学校も制御とかができている訳ではないので、原則、授業とかでAIについては、チャットGPTを含めて使用しないという形で言っております。ただ、この先、色々な設定をしていくと、自分でコーチングできるようなスタイルでもあるのですよね。読書感想文で答えを教えないけれども、心情をこの子は聞き出すことが難しいので、心情を聞き出すようなプログラムにしてくれとか打つと、そういうのができたりするという。ちょっと勉強したらそういうのが出てきていたので、今後そういったことも含めて、効果的に使うということは大事なのかなと思いますが、そういう通知の中には、原則、今の段階では使わないというところで学校とかにもお知らせをしていますが、今、先生が危惧されているというところで、もう一度学校にはその旨、お伝えしたいと思います。

○寺原委員 学校への通知というよりも、学校から子どもないし保護者に対して夏休み前に、生成AIを丸ごと使って読書感想文を書かないように、といった指針を書いたペーパーを配布する予定はあるのでしょうか。

○教育指導担当課長 こちらとしては、学校にそういう通知を出して、学校から保護者の方に出していただくような予定ではございます。

○寺原委員 よろしくをお願いします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

「閉会」

○教育長 ほかになれば、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を7月24日月曜日、午前中を予定しています。こちらは参集での参会をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕